令和９年度採用山梨県定年前再任用短時間勤務県費負担教職員選考等実施要領

山梨県教育委員会

１　趣 旨

この実施要領は、山梨県定年前再任用短時間勤務県費負担教職員選考実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和９年度に採用する定年前再任用短時間勤務教職員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　定年前再任用短時間勤務対象者（４に示す退職時の職の者）

・６０歳を迎えた日以降、令和８年度内または令和７年度内に定年前退職をした者。
（令和８年度年齢が６０歳または６１歳の者）

３　任用期間

令和８年度　年齢	任　用　期　間
６０歳	令和９年４月１日から令和１３年３月３１日まで。
６１歳	令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで。

※　令和９年度採用者の任用終期は、定年退職日相当日にあたる年度の末日。それ以降は、６５歳に達する年度の末日までの間、暫定再任用を希望することができる。

４ 定年前再任用短時間勤務職員を充てる職

退職時の職	定年前再任用短時間勤務の職	勤務形態	配置所属	人　　数
校　　長 教　　頭 主幹教諭 教　　諭	教　諭	短時間勤務	公　　立 小中学校等	別に定める

５　採用

採用は、面接・書類による選考とする。

※　採用後は、常勤職員として任用することはできない。
※　勤務校は現在の勤務校とは限らない。勤務校への配置は一般の教職員と同様に行う。
※　採用後の勤務校は、定年退職日相当日まで同一校とは限らない。
※　定年前再任用短時間勤務の任用要件、採用教科により、採用しない場合がある。
※　定年前再任用短時間勤務を希望したが意向に合わず辞退した場合は、採用できない。採用されなかった者の氏名、応募の事実については一切公表しない。

６　勤務形態

短時間勤務　　週１９時間３５分勤務
（小学校等）　１日３時間５５分×週５日
（中学校等）　週の授業時数等を考慮のうえ、学校長が定める。

７　募集期間

令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２７日（金）までとする。

８ 申込手続き

（１）提出書類

①６０歳を迎えた日以降、令和８年度内に定年前退職をした定年前再任用短時間勤務希望者（以下、「希望者(ア)」とする。）

ⅰ）定年前再任用短時間勤務希望申請書（要綱 第１号様式）

ⅱ）定年前再任用短時間勤務推薦書・校長意見書（要綱 第２号様式）

ただし、定年前再任用短時間勤務を希望する教職員が校長である場合は、校長の意見の記入は必要ない。

②６０歳を迎えた日以降、令和７年度内に定年前退職をした定年前再任用短時間勤務希望者（以下、「希望者(イ)」とする。）

※現在定年前再任用短時間勤務者を除く。

ⅰ）定年前再任用短時間勤務希望申請書（要綱 第１号様式）

ⅱ）評価書(写)

＊退職校に在職最終年度の人事評価制度による評価書（写）の発行（厳封）を依頼する。

（２）書類の提出先・提出方法・提出期日

① 提 出 先　　山梨県教育庁義務教育課（〒400－8504 甲府市丸の内１－６－１）

② 提出方法　　希望者(ア)にあっては校長及び市町村（組合）教育委員会を通じて提出する。教育委員会は義務教育課に郵送する。ただし、希望者(イ)にあっては、教育委員会を通さず、直接、義務教育課に持参または郵送すること。

９　辞退手続き

（１）提出書類 辞退届（別紙第１号様式）

（２）書類の提出先・提出方法

① 提 出 先　　山梨県教育庁義務教育課（〒400－8504 甲府市丸の内１－６－１）

② 提出方法　　希望者(ア)にあっては校長及び市町村（組合）教育委員会を通じて提出する。教育委員会は義務教育課に郵送する。ただし、希望者(イ)にあっては、教育委員会を通さず、直接、義務教育課に持参または郵送すること。

１０　選考

（１）定年前再任用短時間勤務希望者の選考は、教職員としての勤務成績等を基に、当該職に対する意欲、能力等を総合的に判断し行う。

（２）希望者(ア)に対する面接は、地区担当管理主事が行う。

（３）希望者(イ)は、防災新館にて別途面接を行う。（地区担当管理主事の面接を受けていない者）

１１　選考結果の通知

（１）希望者(ア)については、市町村（組合）教育委員会及び勤務する学校の校長を通じ通知する。

（２）希望者(イ)については、直接、本人に通知する。

※令和９年３月上旬の通知を予定

（参考）定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表、級及び給料月額（令和８年４月１日現在）

定年前再任用短時間勤務者の職	適用する給料表及び級	給料月額
教諭	教育職給料表（二）２級	１４４、７９７円

※ 給料月額は、制度改正により、給料月額が変動する場合がある。